

1 昭和39年6月17日 水曜日 鳥取県公報（号外）第42号

昭和39年6月17日発行（但休日を除くと翌日）

# 鳥取県公報

## 告示

### 鳥取県告示第三百四十三号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律  
(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石破二朗

一 保安林の所在場所

西伯郡中山町

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 指定施業要件

I 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

昭和37年8月17日 水曜日 義取業公報(別冊) 第42号(物語司)

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

西伯郡名和町

一 保安林の所在場所

二 保安林として指定された目的  
潮害の防備

三 指定施業要件

〔 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

〔 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百四十六号  
次の保安林について、森林法の一部を改正する法律  
(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定  
により、保安林に係る指定施業要件を次のように定め  
る。  
昭和三十九年六月十七日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
一 保安林の所在場所  
西伯郡名和町  
二 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存  
三 指定施業要件  
立木の伐採の方法  
1 伐採を禁止する。  
2 その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林  
部林務課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

る。

鳥取県告示第三百四十四号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石破二朗  
一 保安林の所在場所  
西伯郡中山町

二 保安林として指定された目的

三 潟害の防備

(一) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

2 1 主伐は、択伐による。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(三) 次のとおりとする。

(四) 「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び中山町役場に備え置いて縦覽に供する。 )  
部林務課及び中山町役場に備え置いて縦覽に供する。 )

鳥取県告示第三百四十五号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定め

鳥取県告示第三百四十七号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律  
(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

西伯郡名和町

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 指定施業要件

〔一〕立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

〔二〕立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び名和町役場に備え置いて縦覽に供する。)

鳥取県告示第三百四十九号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律  
(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

西伯郡大山町

二 保安林として指定された目的

〔一〕立木の伐採の限度

次のとおりとする。

鳥取県告示第三百四十八号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律  
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び名和町役場に備え置いて縦覽に供する。)  
定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

西伯郡名和町

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 指定施業要件

〔一〕立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

〔二〕立木の伐採の限度

西伯郡名和町

二 保安林として指定された目的

航行の目標の保存

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

伐採を禁止する。

鳥取県告示第三百五十号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律  
(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

西伯郡大山町

二 保安林として指定された目的



**鳥取県告示第三百五十五号**

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律  
(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日 鳥取県知事 石破 二朗

一 保安林の所在場所  
西伯郡大山町

二 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

- 1 伐採を禁止する。
- 2 その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第三百五十六号**

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律  
(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日 鳥取県知事 石破 二朗

一 保安林の所在場所  
西伯郡大山町長田字大清水、字王平、字孝靈山

二 保安林として指定された目的  
干害の防備

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めない。
- 2 主伐として伐採をることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

昭和39年6月17日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第42号 (第3種郵便物認可)

**鳥取県告示第三百五十四号**

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律  
(昭和三十七年法律第六十八号)附則第十四条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

**立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種**

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**立木の伐採の方法**

主伐に係る伐採種を定めない。

子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

**立木の伐採の限度**

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**立木の伐採の方法**

主伐に係る伐採種を定めない。

子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

**立木の伐採の方法**

主伐に係る伐採種を定めない。

子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

〔二〕 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 「(次のとおり)は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。」

**鳥取県告示第三百五十七号**

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所  
西伯郡大山町

二 保安林として指定された目的  
火災の防備

〔一〕 立木の伐採の方法  
1 主伐は、択伐による。  
2 主伐として伐採をできる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。  
3 間伐は、次のとおりとする。  
 〔二〕 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
 「(次のとおり)は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。」

〔三〕 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
2 立木の伐採による。  
3 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

**鳥取県告示第三百五十九号**

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定め

〔二〕 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 「(次のとおり)は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。」

**鳥取県告示第三百五十八号**

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所  
西伯郡日吉津村

二 保安林として指定された目的  
潮害の防備

〔一〕 立木の伐採の方法  
1 主伐は、択伐による。  
2 主伐として伐採をできる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。  
3 間伐は、次のとおりとする。  
 〔二〕 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
 「(次のとおり)は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。」

〔三〕 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
2 立木の伐採による。  
3 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定め

のとおりとする。

〔二〕 立木の伐採の限度  
1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他の特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

〔二〕 立木の伐採の限度  
1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他の特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

〔二〕 立木の伐採の限度  
1 主伐は、禁止する。

2 間伐その他の特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

〔二〕 立木の伐採の限度  
1 主伐は、禁止する。

## 鳥取県告示第三百六十号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律  
(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00765

昭和三十九年六月十七日 水曜日 鳥取県公報(号外)第42号 (第3種郵便物認可)

## 鳥取県告示第三百六十一号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律  
(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

る。

昭和三十九年六月十七日

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00766

昭和三十九年六月十七日 水曜日 鳥取県公報(号外)第42号 (第3種郵便物認可)

00766

- 一 保安林の所在場所
- 二 保安林として指定された目的
- 三 指定施業要件

- 一 保安林の所在場所
- 二 保安林として指定された目的
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- 2 その他特別の場合に係る伐採は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 間伐は、次のとおりとする。

- 1 立木の伐採の方法
- 2 その他特別の場合に係る伐採は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 間伐は、次のとおりとする。

### 〔一〕立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 〔二〕立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 主伐は、択伐による。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

### 〔三〕立木の伐採の限度

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律  
(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

### 鳥取県告示第三百六十二号

昭和三十九年六月十七日

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 保安林の所在場所
- 二 保安林として指定された目的
- 三 指定施業要件

- 一 保安林の所在場所
- 二 潮害の防備
- 三 指定施業要件

- 一 保安林の所在場所
- 二 潮害の防備
- 三 指定施業要件

二 保安林として指定された目的  
 1 飛砂の防備  
 2 立木の伐採の方法  
 3 指定施業要件  
 1 主伐は、択伐による。  
 2 主伐として伐採をることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。  
 3 間伐は、次のとおりとする。  
 ① 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
 鳥取県告示第三百六十五号  
 部林務課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百六十五号  
 次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所  
 境港市

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 指定施業要件

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。  
 ① 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
 鳥取県告示第三百六十六号  
 次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所  
 西伯郡西伯町大字法勝寺字アサドリ谷山、字大谷山、字狸谷山

二 保安林として指定された目的

米子市  
 二 保安林として指定された目的  
 1 飛砂の防備  
 2 立木の伐採の方法  
 3 指定施業要件  
 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をことができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。  
 3 間伐は、次のとおりとする。  
 ① 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
 鳥取県告示第三百六十四号  
 次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規

定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。  
 昭和三十九年六月十七日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗  
 一 保安林の所在場所  
 境港市  
 二 保安林として指定された目的  
 1 飞砂の防備  
 2 立木の伐採の方法  
 3 指定施業要件  
 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができます立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。  
 3 間伐は、次のとおりとする。  
 ① 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
 鳥取県告示第三百六十六号  
 次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗  
 一 保安林の所在場所  
 西伯郡西伯町大字法勝寺字アサドリ谷山、字大谷山、字狸谷山

二 保安林として指定された目的

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第三百六十八号**

昭和三十九年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

二 保安林として指定された目的

三 保安林の防備

四 伐木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種を定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。
  - (1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
  - (3) 間伐は、次のとおりとする。
    - (1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
    - (3) 間伐は、次のとおりとする。
      - (1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
      - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 4 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次

### 三 干害の防備

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(3) 間伐は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第三百六十七号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定め

### 鳥取県告示第三百六十九号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

二 保安林として指定された目的

三 保安林の防備

四 伐木の伐採の方法

五 間伐その他の場合の伐採に係るものは、次

る。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

二 保安林として指定された目的

三 保安林の防備

四 伐木の伐採の方法

五 間伐その他の場合の伐採に係るものは、次

三 指定施業要件

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(3) 間伐は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第三百六十九号

次の保安林について、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項の規定により、保安林に係る指定施業要件を次のように定める。

昭和三十九年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林の所在場所

二 保安林として指定された目的

三 保安林の防備

四 伐木の伐採の方法

五 間伐その他の場合の伐採に係るものは、次

三 指定施業要件

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(3) 間伐は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 〔立木の伐採の方法〕

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- 3 間伐は、次のとおりとする。

## 〔立木の伐採の限度〕

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和四四年四月十五日第三種郵便物認定  
発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
〔定価〕 鳥取県印刷所  
一部月極二五〇円(配送料共)

県